

【高槻本部】〒569-0803 大阪府高槻市高槻町 14-13 丸西ビル 4F TEL 072-686-5131 FAX 072-686-5090

【大阪事務所】〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-4-17 千代田第一ビル 7F TEL 06-6654-6805 FAX 06-6654-7020

【京都事務所】〒600-8095 京都市下京区東洞院通綾小路下ル扇酒屋町 289 番地デ・リードビル 304 号

TEL 075-354-8455 FAX 075-354-8466

今月号のテーマ

E-mail info@e3-partners.com URL <http://www.e3-partners.com>

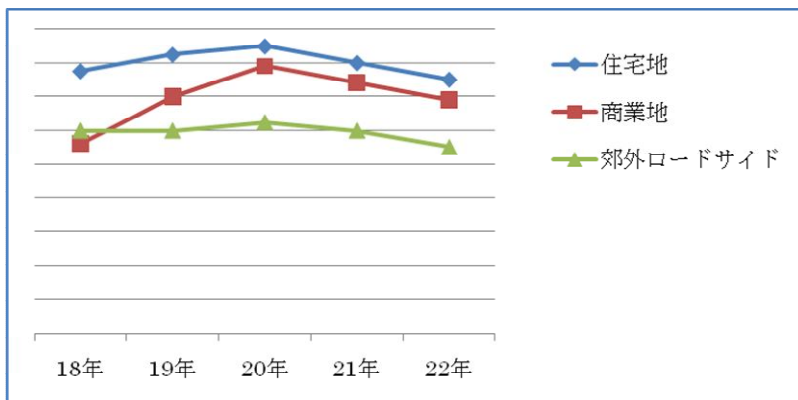
- ・ 22 年度の路線価発表（田中）
- ・ 中小企業の会計に関する指針（余田）
- ・ 消費税の動向（鈴木）



22 年度の路線価発表（田中）

7 月 1 日に 22 年度の路線価が発表されました。路線価は相続・贈与税を計算する際や同族間での土地の売買の際に土地の価額を算定するための価格として利用されます。

日本経済はデフレ基調と言われていますが、不動産価格においてはどのようなのでしょうか。京都・大阪のある住宅地・商業地・郊外ロードサイドの路線価の増減の 5 年間推移をつけてみました。（図参照）



私が観測した地点では全体的に下落傾向にあるようです。前年からの下落率は住宅地で 6.2%、商業地で 6.8%、ロードサイドで 8.3% となっておりロードサイドの下落率が大きいようです。消費停滞から大型店の出店が減っていることが影響しているのでしょうか。一方で商業地は 2 年前（いわゆるミニバブル）により大きく上昇して今なお 18 年の価格を上回っている状況です。ただし、実勢価格と路線価格が乖離しているケースも多くありますので実態を表しているとは限りません。

相続税の申告や同族間での売買の際には鑑定評価をとられる方が有利なケースもあります。不動産の評価は様々な角度からアプローチをする必要がございますので容易に路線価で判断せず弊社にご相談ください。

☆各種申告納付期限のご案内☆

該当の事業者様は社会保険と源泉所得税について次の申告納付手続きが必要となります。ご注意ください。

- ① 労働保険の年度更新…申告納付期限 7 月 12 日（月）
- ② 社会保険の定時決定…申告期限 7 月 12 日（月）
- ③ 源泉所得税の特例納付…申告納付期限 7 月 12 日（月）

これらの詳細に関するご質問は E3P スタッフまでお気軽にお問い合わせください。

中小企業の会計に関する指針（余田）

2010年4月26日に、「中小企業の会計に関する指針（平成22年度版）」が公表されました。

1. 中小企業の会計に関する指針って何？

「中小企業の会計に関する指針（以下、指針）」は、中小企業が計算関係書類の作成に当たって拠ることが望ましい会計処理や注記等をいい、日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の関係4団体が主体となって作成されています。

2. 平成22年度版の改正内容

企業会計基準委員会が公表した各種の企業会計基準のうち、「資産除去債務に関する会計基準」、「棚卸資産の評価に関する会計基準」、「企業結合に関する会計基準」に対応した会計処理の見直し等が行われました。

指針は年次ごとに見直しされており、今後もさらに改正されていくことになります。

3. 指針により計算書類を作成するメリット

指針は必ずしも強制されるものではありませんが、指針に基づき計算書類を作成することでその信頼性を高めることができます。

<メリット>

- ① 経営者の観点からは、曖昧になりがちだった処理を厳格に行うことで、自社の経営実態を的確に把握することが可能となります。
- ② 指針の適用状況を確認するための書類として「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」が日本税理士会連合会により作成されています。
多くの金融機関においてチェックリストを活用した融資商品が取り扱われており、また信用保証協会においても、保証料率の割引の際の必要書類として利用されています。

消費税の動向（鈴木）

ここ毎日、「消費税率引き上げ！？」「複数税率の導入！？」といった消費税論議が盛んになってきています。消費税は一般に付加価値税と言われていますが、世界で145カ国程の国で導入されているようです。税率は国によって様々ですが、欧州では20%前後の国が多く、その代わりに一定の商品については低い税率で課税するといった、今騒がれている「複数税率」を採用しているところが多いです。

例えば、イギリスも来年1月から付加価値税率を17.5%から20%にあげるといった発表がありましたが、そもそもイギリスでは食料品や子供服、医薬品等ある一定のものは0%という複数税率をとっており、今回もこれら除外項目は変更せずといった話のようです。また、税金が高くて有名なスウェーデンでは、付加価値税の標準税率が25%ですが、食品等に対しては12%、新聞・雑誌等は6%など、生活必需品等は税率を低くするという軽減税率を採用しています。ただし、税率は高くても、スウェーデンなどは医療・福祉・教育の充実でも有名であり、大学までの学費は税金で賄われるために無料といったように、根本的にシステムが違うということも忘れてはいけません。一方、お近くの韓国では10%であり、軽減税率といったものはありません（ただし、未加工食料品などは課税対象外といった免税対象のものが細かく決められています。）

いずれにせよ、消費税は特に私達の生活に密着しているものであり、今後の動向が気になります。イースリーパートナーズでも随時情報を提供していこうと思っておりますので、ご不明点等はお気軽にお聞き下さい。